

令和7年度嬉野市窯業関連事業者支援事業費補助金交付要綱  
(設備投資・補修等支援事業)

(目的)

第1条 嬉野市は、令和7年8月に実施された天草陶石の値上げにより影響を受けている事業者の負担軽減を図ることで、経営の維持や生産性の向上を目指すことを目的とし、陶磁器の原材料の製造等を主たる業務とする事業者（以下、「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 陶磁器の原材料（陶土、生地、型等）の製造等を主たる業務とする者。

(2) 製造する原材料に天草陶石または天草陶石を原料とした陶土を使用する者。

2 前項の者において、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることはできない。

(1) 第5弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金の採択を受けている者。

(2) 佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金のうち、「設備投資・補修等支援事業」の採択を受けている者。

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 補助事業者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象となる事業及び経費)

第3条 補助対象となる事業は、以下のとおりとする。

補助対象事業	補助対象となる取組内容
設備投資・補修等支援事業	生産性向上または経営維持のための設備導入、補修、資材購入等

- 2 補助対象経費は別表第1に掲げるとおりとし、原則として第7条に規定する内示の日以後に発生したものに限る。
- 3 第2条第2項各号に掲げる補助金以外に、国若しくは地方自治体又は民間団体等から補助金の交付を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

(補助率及び補助金額)

第4条 補助金の補助率及び補助金額は、以下のとおりとする。

補助率	補助金の上限額
3分の2以内	1事業者につき20万円

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、原則として第7条の規定による内示の日から次に掲げる日までとする。

令和8年2月27日

(事業計画書の提出)

第6条 補助事業者は、次に掲げる日までに令和7年度嬉野市窯業関連事業者支援事業費補助金（設備投資・補修等支援事業）事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

令和8年1月15日

(補助金の内示)

第7条 市長は、前条の規定により提出された事業計画書の内容を審査し、適當と認めるとときは、当該補助事業者に対し、様式第2号により、補助金の内示を行うものとする。

(事業の着手)

第8条 補助事業者は、前条の内示を受けた後、規則の規定に関わらず、事業に着手することができるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第9条 補助事業者は、令和7年度嬉野市窯業関連事業者支援事業費補助金（設備投資・補修等支援事業）交付申請書及び実績報告書（様式第3号。以下「交付申請書及び実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書及び実績報告書の提出期限は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

令和8年2月27日

(補助金の交付の条件)

第10条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の次年度から5年間保管すること。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第11条 市長は、交付申請書及び実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をして、令和7年度嬉野市窯業関連事業者支援事業費補助金（設備投資・補修等支援事業）交付決定書及び確定通知書（様式第4号。以下「交付決定書及び確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定書及び確定通知書による通知をするまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書及び実績報告書の提出期限から概ね10日とする。
- 3 市長は、必要に応じて、補助事業者から実績報告の詳細を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、前条による補助金の額が確定し、令和7年度嬉野市窯業関連事業者支援事業費補助金（設備投資・補修等支援事業）交付請求書（様式第5号）の提出を受けた後に交付するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができ、既に交付を受けた後においては、その全部または一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

(補助事業者への連絡がとれない場合や、市長からの依頼に対する不履行等により、事務処理に著しく支障が生じた場合など)

## 附 則

この要綱は、令和7年12月12日から適用する。

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

## 補助事業の対象と認められる経費

経費区分	内 容
機械装置等購入費	<p>新たな機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作に要する経費</p> <p>* 1 専ら直接原材料の製造のために使用されるものに限ります。</p> <p>* 2 中古設備も対象になります。</p> <p>* 3 実績報告時に購入したものの写真が必要となります。</p>
修繕費	<p>既存設備・施設の補修に係る経費（資材の購入も含む）</p> <p>* 1 専ら直接原材料の製造のために使用される設備や施設の補修に限ります。</p> <p>* 2 既存設備の部品交換や状態維持（メンテナンス）に係る経費とします。</p> <p>* 3 実績報告時に補修する設備の補修前と補修後の写真が必要となります。</p>